

対象者	申請理由	扶養の状況	ケース	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
				健康保険被扶養者(異動)届	生計維持関係申告書	国民年金第3号被保険者取得届	続柄表示のある世帯全員の住民票(原本)	市区町村発行の所得証明書(課税・非課税)(原本)注1	確定申告書および收支内訳書(写)	直近3ヶ月分の給与明細・雇用契約書(写)注2	被保険者・配偶者の所得証明書(本人)注3	資格喪失証明書・退職証明書注2	雇用保険受給資格者証(両面の写)	離職票1・2	受給期間延長通知書	雇用保険資格喪失通知書(被保険者通知用)(写)	最新の年金裁定通知書・改定通知書(写)(遺族年金・障害年金も含む)注2	直近3ヶ月以上の銀行または郵便振込票等(写)	在学証明書・学生書(写)注2	仕送り証明書	生活費明細書		
※届書・証明書の取得先				ホームページ	ホームページ	ホームページ	市区町村	市区町村	税務署提出分	勤め先の事業主発行	市区町村	退職前の勤め先	ハローワーク	退職前の勤め先	ハローワーク	退職前の勤め先	日本年金機構等	本人	学校	本人	本人		
配偶者	入社、結婚 収入減の場合	所得がない (無職の場合)	給与収入がない場合	◎	◎	◎		◎									▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5		
			外国人の配偶者で所得証明が出ない場合	◎	◎	◎	◎ ← 在留期間が記載されている住民票																
		所得がある (働いている場合など)	給与収入がある場合	◎	◎	◎		◎				◎							▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
			雇用形態変更(社員からパートへ)	◎	◎	◎						◎ ← 雇用形態が変更後のもの							▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
			自営業・農業・不動産・配当収入の場合	◎	◎	◎		◎		◎ ← 廃業した場合は廃業届の(写)も必要									▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
	退職 した場合	雇用保険を 受給する 場合	受給する(待期間中)	◎	◎	◎					▲		◎	◎ ← ハローワークへ申請後、申請日・日額が印字されているもの				▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5	
			受給期間を延長する	◎	◎	◎						▲		◎				▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5	
			受給終了	◎	◎	◎						▲			◎ ← 「支給終了」が印字されているもの				▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
		雇用保険を 受給しない	雇用保険に加入していない	◎	◎	◎						▲		◎					▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
			離職票の交付を受けていない	◎	◎	◎						▲		◎					▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5
離職票の交付を受けたが求職の申し込みをしない			◎	◎	◎						▲		◎					▲(受給者)	▲注5		▲注5	▲注5	
子	出生	配偶者がコクヨ健保組合に加入している場合		◎	◎													▲注5		▲注5	▲注5		
		配偶者がコクヨ健保組合に加入していない場合		◎	◎							◎							▲注5		▲注5	▲注5	
	出生以外 (新規取得 扶養変更 退職等)	上記以外	学 生	義務教育(中学生以下)の子	◎	◎						▲注3							▲注5		▲注5	▲注5	
				高校・大学・各種学校・予備校生	◎	◎								▲注3						▲注5	◎	▲注5	▲注5
			学 生 以 外	同居の場合	◎	◎		◎	◎退職の場合は不要	▲	▲注3	▲注4	▲注4							▲注5		▲注5	▲注5
別居の場合	◎	◎			◎	◎退職の場合は不要	▲		▲注4	▲注4							◎		◎	◎			
親及び 親 族	新規取得 扶養変更 退職等	同居の場合		◎	◎		◎	◎	▲	▲		▲注4	▲注4					▲(受給者)			◎		
		別居の場合		◎	◎		◎	◎	▲	▲			▲注4	▲注4					▲(受給者)	◎	◎	◎	

↑  
廃業した場合は廃業届の(写)も必要

**注1** 申請者の収入金額(給与収入、公的年金収入、事業収入金額)が記載されている所得証明書を提出。市(区)町村により名称が異なることがあります。なお、収入がない場合は「非課税証明書」を提出。

**注2** 給与収入がある場合、いずれかを提出。

**注3** 被保険者(本人)の配偶者がコクヨ健康保険組合に加入していない場合は提出。◎被保険者(本人)→前年度源泉徴収票(写)・配偶者→前年度分所得証明書(原本)

**注4** 退職の場合は該当するものを提出。

**注5** 被保険者(本人)が単身赴任以外(私的な理由)の場合での別居の場合は提出。

★上記の必要な書類に加え、下記の書類が必要なケース	
障害者の方	必要な書類①・②・⑭・障害者手帳(写)または療育手帳(写)←都道府県等で交付 ※配偶者の場合は③も提出
傷病手当金を受給している方	必要な書類①・②・傷病手当金支給証明書(写) ※配偶者の場合は③も提出
出産手当金を受給している方	必要な書類①・②・出産手当金支給証明書(写) ※配偶者の場合は③も提出
年金収入がない方 (男性61歳以上 女性60歳以上)	必要な書類①・②・被保険者記録照会回答票←年金事務所で交付 ※配偶者の場合は③も提出

★申請内容により上記以外にも書類を提出して頂く場合がありますので、予めご了承ください。